

Title	犯罪被害者の権利：第七回国連犯罪防止会議へ向けて
Sub Title	The rights of crime-victims : toward the 7th United Nations Congress of Crime Prevention
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi) 諸澤, 英道(Morosawa, Hidemichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.11 (1984. 11) ,p.1- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841128-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19841128-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 犯罪被害者の権利

—第七回国連犯罪防止会議へ向けて—

宮 澤 浩 一  
諸 澤 英 道

## 犯罪被害者の権利

- 一 はじめに
- 二 国際被害者学会の動きとその周辺
- 三 国連犯罪防止会議準備会とその周辺
- 四 むすび

### 一 はじめに

一 一九八五年八月に、イタリアのミラノにおいて開催が予定されている第七回国連犯罪防止会議の第三議題として、「犯罪の被害者」が論ぜられることになっている。一九八〇年八月末から九月初旬にかけて、ベネズエラの Caracas で開催された第六回会議の第三議題「犯罪と権力の濫用——法の追及を免れる犯罪及び犯罪者」で扱われた論点の一部と重ね合わせつつ、さらに、被害者学の最近の動向をふまえて、「犯罪被害者」を正面から取りあげるように

なったのである。この国連会議は、「犯罪の防止及び犯罪者の処遇」に関して、一九五五年のジュネーブにおける第一回会議以来、国際連合に加盟する各国政府の協力をえて国際的討議の場として重要な役割を演じてきた。<sup>(3)</sup> その前身は、一八七二年にロンドンで開催された国際刑法・刑務会議、さらには、一八四六年に、フランクフルトで開かれた第一回国際監獄会議に遡ることができる。<sup>(4)</sup> まさに、罪を犯した者とその者に対する施設内処遇がその主たる関心事であった。事実、犯罪学者も、刑事政策家も、刑罰制度の改革論者も、長い間、被害者の存在を無視し続けてきた。第二次大戦後に、被害者を学問的に取りあげることが主張し、関心を同じくする者の間に国際的な討議の場を造り、その環を次第に広げた「被害者学者」が、二〇年にわたって努力を重ね、多くの注目すべき成果をあげてきた。<sup>(5)</sup> 此の運動が、やっと報いられ、被害者学会と比べれば、はるかに大きな存在である国連犯罪防止会議が、議題の一つとして「犯罪の被害者」をとりあげたことは、被害者学の関係者にとっては極めて意義の大きなことである。この朗報は、一九八二年八月末から九月初旬にかけて、東京と京都で開催された第四回国際被害者学シンポジウムにおいて伝えられた。<sup>(6)</sup> 「被害者の権利」こそは、四回のシンポジウムを通して、次第に討議内容が深められてきた主要テーマの一つにほかならない。<sup>(7)</sup> 被害者学会として、国連会議の第三議題の議論を実り豊かなものにし、できうべくば、被害者の人権宣言の形ではっきりとした決議が固まるように働らきかけてゆく方針をうち出し、オタワ大学のアーヴィン・ワラーとアメリカのウェイン大学のロイ・ランボーンの二人が、国連の準備会に向けて報告書を準備することとした。<sup>(8)</sup>

何よりも幸いなことに、一九八五年八月一日より二三日まで、ユーゴスラヴィアのザグレブ大学において、第五回国際被害者学シンポジウムが開催され、多くの被害者学関係者が集まるので、そこでの討議結果を国連会議に反映させることは勿論、参加者の多くが、ミラノの会議に足を延ばすことになり、被害者に関する部会をにぎわすことにもなりうる。事実、シンポジウムに参加する者のうちの少なからざる人々は、国連会議にもならぬかのかかわりを持っている。

二 右のような状況のもとで、「被害者の権利」「被害者の問題」をめぐる国際的討議の環は、ここ数年、大きく広がってきたのである。

国連会議の準備会の方は、一九八三年四月四日に、「討議の手びき(Discussions Guide)<sup>(9)</sup>」が決まり、同年七月二九日にヨーロッパ地域とアジア太平洋地域、同年一月二六日にラテン・アメリカ地域、同月二一日にアフリカ地域、一九八四年一月一七日に西アジア地域で、それぞれ全議題につき討議がなされ、報告書の公刊<sup>(10)</sup>があり、さらに、本年三月二一日から三〇日まで、ウィーンで犯罪防止委員会<sup>(11)</sup>が開催され、右の会合の記録を参考にしながら討議を一層深め、論点の検討を行なった<sup>(12)</sup>。準備段階の最後の仕上げとして、七月八日から一三日まで、カナダのオタワ市の国際会議場で、一七ヶ国の代表、各種の学会、団体の代表、オブザーバーを含めて七〇余名が集まり、国際準備会議が開催された。その会議に先立ち、さらにそこでの討議に照準を合わせながら、国際被害者学シンポジアムの準備会ともいべきワークショップが、ユーゴスラヴィアのドゥブロブニクにおいて、五月二一日から二三日にかけて開かれた<sup>(13)</sup>。

本稿は、これらの動きに対応するべく、関連する殆んど資料<sup>(14)</sup>を用いて、「被害者の権利」に焦点をあてながら、最近の議論の動向を紹介し、来年の国連会議での問題の展開への序曲をまとめるものである。

後にも述べるように、国連会議の議論の展開具合は、学問的というよりは、むしろ政治的、特に、国際政治的であり、偏っている。学問的な貢献という見地からすると、余り見るべきものはない。以下、まず、被害者学の研究グループの動きを紹介し、次いで、比較的にみて、学問的な討議の枠にとどまっている準備段階での議論の概要の紹介に移ることとしたい。

(1) 此の会議について、法律のひろば三三卷一二号、三四卷一号、昭和五五・五六年、ジュリスト七三〇号、昭和五五年、罪と罰一八卷二号、昭和五六年にそれぞれ、特集号が組まれている。

- (2) 第三議題につき、鈴木義男・前出法律のひらば三四巻一号六六頁以下、平野龍一・前出ジュリスト二六頁以下、京藤哲之・同三〇頁以下、藤永幸治・前出罪と罰(二三巻一二号)二四頁以下参照。
- (3) 長島敦・犯罪防止と犯罪者の処遇——国連と世界の動き——、昭和五九年、特に、一八頁以下。
- (4) 国連会議の前身について、長島・前出四頁以下。この点につき、詳しくは、正木亮・国際監獄会議、法総研研究部資料18、昭和四一年参照。
- (5) 宮澤浩一・諸澤英道・阿部哲夫・被害者学ビブリオグラフィ(独語)(英語)、法学研究五五巻三号、五号、六号、昭和五七年に、著者名別の分類がなされている。
- (6) 第四回国際被害者学シンポジウムの会議記録は、一九八五年に公刊の予定である。会議に関する報告は、Heike Jung, Monatschr. f. Kriminologie u. Strafrechtsreform. 67, Jg., 1984, S. 125 ff. に公刊。
- (7) 第三回国際被害者学シンポジウムの議事録、Hans Joachim Schneider (Hrsg.), Das Verbrechenopfer in der Strafrechtspflege, 1982, S. 339 ff. に、被害者補償・救済など、被害者の権利擁護に関する報告が収録されている。
- (8) United Nations Declaration on Crime, Abuse of Power, and the Rights of Victims, Draft Explanatory Report and Draft Text, I. Waller, LeRoy Lamborn.
- (9) UN General Assembly, Discussions Guide for the Regional and Interregional Preparatory Meetings for the Seventh UN Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, A/CONF. 121/PM. 1.
- (10) これらの出典は、後出・注37以下に明示する。
- (11) Committee on Crime Prevention and Control.
- (12) do, Report on the Eighth Session, E/1984/16, E./AC. 57/1984/18.
- (13) この会議につき、宮澤浩一・犯罪被害者の人権、罪と罰二二巻四号、昭和五九年。
- (14) ドゥブローニクとトロントの会議で配布された資料のほか、議事の全部を録音したテープにより、記録した。

## 二 国際被害者学会の動きとその周辺

一 第五回国際被害者学シンポジウムの開催責任者である、ユーゴスラヴィアのザグレブ大学セパロウィッチが主

催したドゥプロブニクの国際大学センターでの会議は、五月二日より二週間にわたり行なわれたが、この会合は三つの目的をもっていた。

①一九八五年八月の国連犯罪防止会議の第三議題の討議に向けて、被害者学専門家の議論を煮詰め、「ステートメント」をまとめる努力をする、②一九八五年八月に、ザグレブで開催されるシンポジウムでのテーマとアジェンダを決めるのに、学会の主要メンバーから意見を聞くとともに、東欧からも被害者学に関心をもつ人を招き、大会への雰囲気造りをする、③大学院生や若手の研究者に被害者学の知識の啓蒙をはかる。

二週間の会期の前半で、①と②に関連する行事があり、後半に、③を目的としたセミナーが実施された。前者は、「被害者の権利に関する国際ワークショップ」であり、後者は、「被害者及び刑事司法に関する大学院大学」であった。ワークショップは五月二日から二三日にかけて行なわれ、大学院大学は、それに引き続いて六月一日まで実施された。ユーゴスラヴィアの各地の大学関係者、ハンガリーとポーランドからの参加者、被害者学会に属する主要なメンバーは、ワークショップと大学院コースの前半に参加をした。討議内容もそこで交わされたものの方が質が高かった。大学院大学は、ザグレブ大学、ウエスタン・ミシガン大学、メンヘングラートバッハ単科大学、オタワ大学の学生、大学院生三〇名を対象とした被害者学の講義と討論を内容とする。

二 参考のために、大学院大学でのテーマを簡単に紹介し、次いで、ワークショップで扱われた議題と報告内容について概略を示す。

大学院大学の授業はセミナー形式をとり、テーマについて各自が二〇分ほど喋り、あとは、学生の質疑に答える形をとった。

五月二十四日(木)

第一部 座長 G・F・キルヒホッフ<sup>(15)</sup> (西ドイツ)

I・ワラー(カナダ)「犯罪被害者のニーズ・サービスと救済」

J・ドゥンツッチ<sup>(16)</sup> (アメリカ)「被害者の処遇」

S・ベン・デーヴィット<sup>(17)</sup> (イスラエル)「被害者処遇に関する倫理綱領」

第二部 座長 P・C・フライデー(アメリカ)

ホルヴァティッチ(ユーゴスラヴィア)「判決言渡し過程と被害者」

G・コール(アメリカ)「刑事司法の迷路における被害者」

五月二十五日(金)

第一部 座長 セパロヴィッチ(ユーゴスラヴィア)

G・カイザー(西ドイツ)「家族と児童虐待の視座」

第二部 座長 諸澤英道(日本)

H・J・シュナイダー(西ドイツ)「テロリズムの被害者」<sup>(18)</sup>

D・クラバッチ(ユーゴスラヴィア)「ユーゴスラヴィア刑事訴訟における被害者の訴訟手続上の役割」

V・ディミトリエヴィッチ(ユーゴスラヴィア)「テロリズムの被害者」

デュンケル(西ドイツ)「被害者補償の現状と批判」<sup>(19)</sup>

五月二十八日(月)

G・F・キルヒホッフ(西ドイツ)「被害者学における本質、範囲および概念化」

P・C・フライデー(アメリカ)「被害者化の関係者」

J・ドゥンツッチ(アメリカ)「被害に対するコミュニティーの反応」

五月二十九日(火)

R・ウィットロード(オーストラリア)「被害者に対する警察の反応」

L・L・ランボーン(アメリカ)「被害に対する国家の反応」

これらのテーマは、出席者の間での反応により、予定を超過して討議されたのが常であり、むしろ時間が足りないほどであった。

三 被害者の権利に関する国際ワークショップは、五月二日から三日間に亘って開かれた。その目的の一つは、東欧圏への啓蒙であった(事実、連日、新聞・テレビの取材がなされた)が、国連会議で採択されることを想定した「被害者の人権宣言」を準備する内容であった。第一日は、開会に当たっての講演とパネルディスカッションが行なわれ、第二日と第三日の前半を使って、被害者の人権宣言に関する具体的提案と、それについての討議、第三日の後半に第五回国際シンポジアムの内容および日程について質疑がなされた。

開会講演は、H・J・シュナイダー(西ドイツ)とZ・P・セパロヴィッチ(ユーゴスラヴィア)が担当した。

シュナイダーの講演要旨は、次のとおりである。

『刑法や刑事訴訟法を今後改正するに当って、犯罪者と被害者と同じウニイトで扱うよう心がけるべきである。もっとも、被害者の地位を良くする結果として、犯罪者の法的地位、その法的保証を弱めることのないよう配慮すべきことは当然である。』

「被害者が犯罪者に犯行の機会を提供する」という仮説は、犯罪者の否定的な立場を強調する意味で理解されるべきではなく、その意味は、犯罪者にすでに何らかの傾向、資質(predisposition)があり、被害者との出会いの機会にそれ



が現実化したと解すべきである。ステイブン・シェーファアの意見では、潜在的被害者でも、被害を防止する責任があるとき、被害者は、その能力の範囲内で、犯人の企図に抵抗し、あらゆる行動をとることが期待されるという。<sup>(20)</sup>はたしてそうであろうか。』

シュナイダーは、以下、五つの点を指摘する。

『①被害者は、侵害に対してどの程度、防衛できるかを知っているから、公的な保護が不充分であったり、法によって認められないときは、自救行為にできることはありうる。②犯行時の前後に、被害者がいかなる態度をとったかにより、犯人に対する制裁の選択が左右される。アメリカの模範刑法草案によれば、被害者が被告人の犯罪行為の実行を誘発し又は助長したときに他の処分（例えば、プロベーション<sup>(21)</sup>）を認めうる（第七・一〇条II）。③量刑に際しても、被害者の行動は重要な意味を持つ。その例として、スイス刑法第六四条は、「犯人が被害者の挙動により本心から誘惑されたとき、不当な刺激若くは屈辱に対する憤激又は多大の苦悩によって犯人が夢中になったとき<sup>(22)</sup>」には、裁判官は刑の軽減をなしうると規定する。④判決の選択過程で、被害者の行動、生活状態、犯罪への加功を考慮するといふ基準を規定すべきではないかという意見もあるが、犯人の態度（無思慮、無謀、無礼さ）に対する判断は、個別的に、量刑に当り裁判所の裁量にまかせた方がよい。⑤被害者の行動を理解するに当たっても、すべての者に当てはまる一般的な基準はないのであって、加害者と被害者の具体的なからみ合いを個別ケースについて検討して、適切に処理すべきである。』

刑事司法手続における被害者の地位に関するシュナイダーの発言を要約すると左の通りである。

『刑事事件の大多数は、被害者の通報に始まるが、手続が進行した後、その後の手続の動きに対し被害者が影響する機会はまずない。被害者が犯罪により重傷を負った場合でも、警察・検察などの社会統制機関が被害者に事件の成り行きに対する情報を提供することはない。被害者は、証人として法廷に出廷し、真実発見のための客体として利用さ

れはするが、被害者自身、刑事手続の規則について良く知らないため、犯罪により加えられた被害に加えて、手続の過程で加えられる第二、第三の被害（自尊心を傷つけられる尋問、精神的苦痛、報道による名誉侵害など）とも戦わなければならぬ。被害者の法的地位の保障がないところに、多くの問題が生じる。被害者の代弁者として、被害者のニーズに応えるために弁護士が任命されることはない。出廷した被害者に、殆んどその言い分を述べる時間が与えられないにもかかわらず、召喚され、長時間待たされ、不愉快な思いをすることが多すぎる。こうした事態を解消するため、アメリカでは、判決を言い渡す以前の適当な段階で、被害者の言い分を聞くための関与権を認めることが考慮されており、<sup>(23)</sup> オーストラリアの若干の州では、被害者に対する尋問事項を犯罪と直接関係する事情に限定し、被害者の人格を傷つける質問を禁ずるルールを採用している。

被害者の権利を保障し、手続による二次的被害を避けようとして私的解決をはかるというのでは、弊害があるので、公的な手続で非公式に解決する方策が考えられている。カナダの法制審議会は、事件が適切で、一の条件が充たされるならば、公判前の調停により解決をはかるものとし、公的な公判前手続においては、裁判所、検察官、犯人及び被害者が、互いに受け入れることのできる形で紛争処理を実現すべく努力するものとする。社会的サーヴィスをも投入して、被害者の家族の保護、相談、治療を内容とする紛争解決をはかる途を提案した。<sup>1)</sup>

セパロウィッチは、犯罪の被害者をこえた広い概念を用いて、「一般被害者学」を提唱し、犯罪被害者以外の被害者にも言及した。その論点の多くは、メンデルソーンの主張と似ているので、省略する。要旨は、次のとおりである。『被害者の権利を考える場合、犯罪被害者の訴訟法上の地位を問題にするだけでは不十分だという。刑事事件に例をとってみても、国家機関の誤まった事件処理が、多くの被害者を生むという過程を直視する必要がある。国家機関の介入がラベリングに直結すると論じられているが、ミスラベリングをいかに回避するかが、被害者学の新しい問題だ

とも言える。このような観点から、市民との一次的接触機関である警察官の教育に、被害者化の項目を加える必要がある。』

四 ワークショップ第一日の後半に、「刑事司法制度において被害者が直面している主要論争点」というテーマで、パネルディスカッションが行なわれた。シュナイダーが座長になり、六名のパネリストが登場した。それぞれの主張の要旨をあげよう。

J・P・ドゥシッチ（アメリカ）

被害者の概念を、同軸の上に重なる大小四つの輪で考えたい。一番小さな輪が犯罪被害者である。次の輪は、第一の輪、つまり犯罪被害者の他に、戦争やテロなどの被害者を含む。これらの者については、社会問題として見られることはあっても、はっきり被害者として捉えられることは少ない。第三の輪は、更に大きく、交通事故等のように、加害者・被害者両者とも責任を分担しなければならない場合が含まれ、個々のケースで被害者を論じなければならぬ。第四の輪には、自然現象まで取り込むことになる。最近、被害者の概念の範囲が拡大する傾向にあるから、特に被害者の権利の問題を考える場合には、改めて、被害者の概念を議論しておく必要がある。また、被害者を処遇するに当り考慮すべき事項と被害に会う前の段階での教育についても、議論してほしい。

G・F・キルヒホッフ（西ドイツ）

刑事司法制度に限って被害者の問題を考えると、警察官に対する法学教育が、是非必要である。刑事司法制度が生み出す被害は、ほとんどが警察官によるものであるから、人権意識についての再教育を被害者化のプロセスと関連づけて教育すべきである。

P・C・フライデー（アメリカ）

被害者とは何かについて、被害者学はクリティカルな視点から論ずるべきである。被害者は必ず法律上の救済の対象になるという前提のもとに、被害者を出来るだけ狭く捉える必要がある。例えば、「自分は被害者だ」と言う人がいても、本当にそうだろうかと疑ってみる必要がある。

K・ゼッサー（西ドイツ）

ニュークリミノロジィが、被害者学に影響を与えたことは確かだと思うが、ヴィクティモロジストとニュークリミノロジストの関係は、一体どうなっているのでしょうか。被害者をぬきにして刑事政策は論じられなくなったことは確かだが、被害者のない刑法ということが、もはや考えられなくなったのであろうか。併せて、刑事法と民事法におけるそれぞれの制裁が、被害者にとってどのような意味をもつのかも、もう一度考え直してみる必要がある。

S・B・デーヴィット（イスラエル）

刑事手続が被害者を生み出す例として、特に子供の場合を考えてほしい。子供を法廷に引っ張り出すこと自体が、既に問題なのではないか。

宮澤浩一（日本）

昭和五六年に施行された犯罪被害者等給付金支給法の内容を説明し、施行後三年間の実績を紹介した。<sup>(24)</sup>三年間に事件数で五四〇件、被害者数で六〇五人、申請者数で九二七人であるが、支給率の点でも、また平均三三〇万円という支給額の点でも、かなり被害者に有利な制度であるという評価をえた。被害者数の少ないのは、日本社会にこの制度の対象となる事件数が少ないことに帰因する。

五 第二日および第三日の前半を使って行なわれた、被害者の人権宣言起草に向けての討論は、今回のワークショップの主眼でもあった。

被害者が法制度上十分に保護されていないとする指摘は、被害者学シンポジアムのたびになされた。しかし、それを明確に「法律によって保護されるべき被害者の権利」と理解するようになったのは、比較的最近のことである。人権については、周知のように、一九四八年国連総会で採択された世界人権宣言がある。その中には、生命、身体、自由、人間の尊厳など諸々の人権が網羅されているが、それだけに一つ一つの権利内容は、具体性を欠く。犯罪者や被告人には、人権宣言の中に具体的に定義された多くの権利が認められており、加えて、一九五五年の犯罪防止および犯罪者の処遇に関する第一回国連会議で、受刑者処遇のための最低基準が採択されている。一九八〇年の第五回国連会議では、法執行機関の行動規則 Code of Conduct for Law Enforcement Officials が採択され、保健部門では、一九八二年の国連総会で、医師の倫理原則 The Principles of Medical Ethics が認められている。このようにして、弱者保護の思想が高まる中で、本来保護されるべき被害者の権利が等閑視されているとする指摘が起って来たのは、当然のことである。被害者学研究者の間で異議なく受け入れられたのは、「刑事司法手続における犯罪被害者の法的地位を確立すべきである」とする主張であった。だが、被害者の定義をめぐり、学会のなかでもコンセンサスをえられない状況を反映して、権利宣言において被害者をどう扱うべきかについても、多様な意見がある。

六 被害者の権利に関するワークショップは、国連被害者学会案の基礎をなすワラー案とランボーン案がそれぞれ紹介され、それをたたき台として質疑応答がなされ、パネルディスカッションでしめくくった。

本稿は、後に紹介する国連会議準備会にも多大の影響を及ぼしているワラーとランボーン案の提案について、詳しく紹介をしたい。

(1)アーヴィン・ワラーの報告内容<sup>(26)</sup>は、次の通りである。

現在、世界各国で犯罪増加の現象がみられる。この中において、犯罪被害者の権利を守るため、各種の法律的、社会的サービス機関の整備の必要性が強調されている。犯罪は、ただ単に事件として惹起されるだけにとどまらず、被害者の感情に傷 (emotional trauma) を残し、多くの人に不安と恐怖を与える。

カナダでも、西欧諸国と同様、各種の政治・社会問題に関して特別調査委員会が作られ、問題検討を行なっているが、その中で「何故、多くの人々が自分達の文化や法律制度に対して無頓着なのか」という問に関し、次のようなことが指摘されている。

- 1 今や六世帯に一世帯が、年に一度、侵入窃盗や暴力といった通常犯罪の被害者になっているが、犯罪率の増加にも拘らず一般の関心は低い。
- 2 女性の地位が向上した結果、政治への参加、夫の暴力からの解放、性的暴力からの解放の三点に重点が置かれて来ている。
- 3 強盗、暴力、詐欺、酩酊運転などの通常犯罪の被害者は、傷害や損害だけでなく、心の苦痛 emotional distress の被害も大きいということを、各種の調査が検証している。
- 4 市民は、それぞれの被害者協会を組織し、それを通じて、より効果的な救済、保護あるいは正義を要求し、被害者の権利がマスメディアの関心の的になって来た。
- 5 公私を問わず、被害者の援護機関に働く者は、被害者の苦しみに直面しているだけに、司法機関や社会機関の無感覚さに気づいている。

この指摘を受けて、カナダの各調査委員会は、国家機構、刑法、保健サービスシステムなどの被害者に及ぼす効果を再検討している。多くの国の法律は、一九世紀以降、刑事手続を国家と被告人の間の抗争と捉えて来た。しかし、今や、このこと自体が疑問視されようとしている。遺憾ながら、特別調査会のレポートの中で、被害者の家族や警察の重要さに注目が払われていない。フリードマン<sup>(26)</sup> (ニューヨーク、一九八二年)、ワラー<sup>(27)</sup> (トロント、一九七八年) は、犯行後、被害者が家族、友人、近隣者にすみやかに援助を求めていると指摘しているが、問題は正に、ここにあ

る。以上のような認識に立って「犯罪被害者の保護および援助に関する国連宣言草案」が提示される。ここで「犯罪被害者」とは、刑法によって禁止されている行為の結果、それに責任のない者が、傷害、損害、社会的損失または心の傷を受けた場合を言う。被害者の家族および、犯罪を防止し、被害者を援助し、あるいは司法機関を手助けしようとして、被害を受けた人についても、別段の定めがなければ、以下の各条項を準用する。

第一部 一般原則

各国は、次に示す状況を確実に実施するため、そのサーヴィス、法律および制度を検討し、適切な改善をはかる。

- 1 他人が危険に晒されていることに気付いた者はすべて、生命身体の危険を伴わない限り、または他の正当な理由がない限り、その者を助け、または必要かつ迅速な身体的援助を確保できる程度の助けを求めに行かなければならない。
- 2 被害者は、お礼参りまたは証言妨害を試みようとしている者からの脅迫または実力行使に対して保護されるべきである。
- 3 被害者の肉体的・精神的傷に対して、病院や医師による適切な治療ならびにリハビリテーション・サーヴィスが出来るよう、整備すべきである。
- 4 被害者に対する犯罪者の賠償は、司法手続の目的であるべきであり、その賠償には、次のものを含む。

- (i) 盗まれた財物の返還
  - (ii) 損失、損害、肉体的・精神的傷害に対する金銭の支払
  - (iii) 苦しみや痛みに対する支払
  - (iv) 被害者に対するサーヴィス
  - (v) 懲罰的損害賠償金 *punitive damages*
- 5 犯罪者から被害者への賠償を進めるために、次のような救済策 *remedy* を用意すべきである。
- (i) 民事訴訟を容易にする。
  - (ii) 刑事手続において有罪が確定した後、裁判官は、被害者に対する犯罪の肉体的・精神的・経済的影響が如何に大きいかにつき、証拠を聴取して、被害者に対する賠償の判決を下すべきことを、裁判官に要求する。

- (イ) 被害者と犯罪者が共に在廷し、尋問され、法律上の助言を受ける。
- 6 被害の回復を援助するのに役立つサーヴィスにつき、被害者に情報の提供がなされるべきである。警察官は、犯罪の通報を受けた場合に、できるだけ速やかに、健康、補償、被害者救済、緊急災難サーヴィスなどにどのように接近しうるかを被害者に知らせなければならない。
- 7 犯罪事件は、迅速に決着がつけられるべきである。
- 8 被害者が要求する場合、以下の権利がある旨法律に明記すべきである。
  - (イ) 刑事手続のすべての重大な段階につき、タイミングと目的を知りうること。
  - (ロ) 法手続について、専門用語でない言葉で説明を受けうること。
  - (ハ) 訴訟手続のすべての重大な段階で在廷し、尋問を受けうること。
  - (ニ) 抗弁または判決の取引のような非公式の交渉に同席しうること。
- 9 被害者はプライバシーの権利を持っており、以下の手続を制度化することによって、それを確立しなければならない。
  - (イ) 警察、検察および司法当局は、裁判過程のうえで必要な場合を除き、犯罪被害者の名前と住所を公表しない。
  - (ロ) 刑事法廷は、非公開の訴訟手続により聴取した被害者調書を、適当な状況において、犯罪者の審理のための証拠として提出することを認めうる。

## 第二部 普及のためのガイドライン

- 各国は、次のガイドラインを実施するために、地域条項 local condition や優先権 priorities の許可のようなプログラムを改善し、法律を改正するものとする。
- 1 各市民が犯罪から保護される措置 protective measures に関する情報の提供を受けよう、訴訟手続を構成する。
  - 2 より効果的に犯罪を防止できるよう、各国は毎年、プログラムを再検討する。この再検討には、警察、裁判所、矯正機関だけでなく、犯罪の機会に影響を与える都市政策、環境政策およびコミュニティー政策が含まれる。
  - 3 各国は毎年、犯罪を行なう誘因を弱めるため、教育、家庭、コミュニケーション、職業および文化の各分野にわたって、政策を再検討する。



- 4 犯罪者が適切な賠償金を用意できない場合には、肉体的・精神的傷害、収入の損失、葬儀およびリハビリテーションに  
関連した諸費用のために、基礎補償 *basic compensation* を準備する。
- 5 性暴力危機センター *sexual assault crisis centre*、被害者救援計画 *victim support scheme*、被害者サーヴィス局 *victim  
service agency*、家庭内暴力被害者避難所 *shelter for victims of domestic violence*、被害者一〇番 *victim distress line*、  
被害者擁護 *victim advocate* などの被害者支援プログラムに対し、断続的かつ適切な措置を留意する。
- 6 各国は、ショックを受けている被害者と如何に一体になり、如何に対応するか、コミュニティにおける適切なサーヴ  
イスに被害者を如何に結びつけるかといった観点から、ガイドラインを設定すべきである。
- 7 各国は、被害者および犯罪者の同意がある場合、仲裁 *arbitration* および調停 *mediation* による解決ができるようにす  
る。
- 8 審理手続の日程は、被害者のニーズに合わせて組まれる。
- 9 各国は、犯罪被害者および証人が召喚状によって刑事法廷に出廷する場合、仕事や収入のうえで損失がないよう保証す  
る。
- 10 各国は、警察が取り戻した財物を被害者に返還するか、さもないければ被害者補償を支払わなければならない。
- 11 各国は、裁判所内において、被告人とは別個の被害者待合室を用意する。

以上が、ワラー報告の概要である。ランボーン報告の紹介に先立って、二つの報告の主たる相違点について、先取  
りして紹介しておく。ランボーン案は、犯罪被害者に加えて、権力の濫用の被害者をも含んでいる点において、ワラ  
ー案と決定的に異なっている。ランボーン議論の基礎には、国連の世界人権宣言があり、具体的人権を侵害された  
被害者にその救済と保障を認めようとする。

国際被害者学会を代表する形で、被害者の権利に関する宣言案をまとめた際、ワラー案とランボーン案に分れたの  
は、まさに、被害者学の誕生に際して、さらに、一九七三年の第一回国際被害者学シンポジウム以来、被害者学者の

間で、被害者の定義についてコンセンサスが確立していない事情を物語っている。今回のワークショップでも、結局、統一化はなされず、両案併記の形で検討を終えたこととされた。パネル・ディスカッションにおいては、ワラー案を支持する意見が多かった。ちなみに、カナダにおける準備会では、むしろ、ランボーン案に近い考えで素案が造られた。これは、すでに指摘したように、第六回カラカス会議での議論との連続性の点で、「権力の濫用の被害者」を含む「被害者の権利」が問題とされたからである。

以上の点を念頭に置いて、ランボーン案の内容を紹介してゆく。

(2)ランボーン案は、殺人、強盗、強姦など、いわゆる伝統型犯罪の他に、拷問 *torture*、公害 *pollution*、汚職 *corruption*、労働者や消費者の搾取 *exploitation* のような経済的・政治的権力の濫用をも取り上げ、これらは、その範囲と危険の程度において、むしろ伝統型犯罪に優るといふ。各国は世界人権宣言によって各種の基本的人権の保障を誓ったにもかかわらず、宣言自体があまりにも一般的すぎて、実施の段階で具体的ガイドラインを得られていないと批判し、人権宣言を侵害する行為の発生を最小限にとどめ、そのような違反の被害者すべてに適切な賠償がなされるよう、具体的宣言を提案している。

### 第一部

第一条 世界人権宣言に示されている基本的人権を侵害する行為は、個人によるにせよ、組織によるにせよ、国内・国外を問わず、すべて同一視してこれを扱う。

第二条 人権宣言に示されている基本権の侵害に対して、刑事または民事の制裁を設ける。

第三条 人権宣言に示されている基本権の侵害を回避し、宣言の完全履行を達成するために、最善の努力を払う。

第四条 人権宣言に示されている基本権の侵害を予防するために、最善の努力を払う。そこに含まれるものは、警察によるパトロール、起訴、犯罪者処遇のほか、(a)被害を受けないための社会的・経済的政策の修正、(b)社会的責任をより認識させる方向での若者の教育、(c)侵害のチャンスを減らし、危険な状態にある人々に援助を与える方向での個人およびグルー

ブ活動の奨励である。

第五条 人権宣言に示されている基本権の侵害に対して適当な制裁を科す方向で、侵害行動を発見し、調査し、制裁を科すため最善の努力を払う。

## 第二部

第六条 人権宣言に示されている基本権を侵害する個人、組織、国家、その構成員および公務員 *officials* から被害を受けた者に対し、損害賠償を促進し、完全履行させるための効果的な法律上の権利を被害者に与える。この損害賠償の中には、(a)財物の返却 *return*、(b)苦痛や苦悩、葬式や埋葬、収入や援助の損失、精神的・肉体的傷害の治療および財物の返還 *replacement* ならびに賠償 *reparation* などのための金銭支払、(c)被害者の承諾がある場合、金銭支払に代わる犯罪者によるサーヴィスを含むべきである。

この宣言に基づいて認められる被害者の権利は、(a)外国人にも適用すべきであり、(b)最も直接的に危害を受けた者だけでなく、適当な場合、肉親などを含む他の人々にも適用すべきであり、(c)年齢、性別、行為無能力、人種、宗教、出生などの原因によって、一般国民よりも潜在的に攻撃されやすく、侵害によって影響をより受けやすい人々のニーズに対し、特別の配慮をすべきである。

第七条 人権宣言に示されている基本権を侵害した人から、被害者が損害賠償を得られるよう、刑事司法制度の中に次に例示するような手続を創設する。

- (a) 公的な司法手続に対する代案としての調停や仲裁のような紛争解決の伝統的形式を奨励する規定をおく。
- (b) 犯罪者に判決を言い渡す裁判所に対し、被害者が、侵害の肉体的・精神的・財政的影響について、直接、間接に情報を提供できるようにする。

(c) 裁判所が適当と認める場合（例えば、犯罪者の能力、財源、債務、裁判所の関心など）には、被害者に対して、損害賠償についての意見を求める。

なお、判決過程を過度に複雑にしたり、長期化させる損害賠償の請求は、民事法廷に移管する。

第八条 人権宣言に示されている基本権を侵害した者から、損害賠償を得られるよう、次に例示するような民事手続を創設する。

- (a) 個人および団体による、または個人および団体に対する行動の組織を作る。
- (b) 侵害を禁ずる旨の命令、あるいは、金銭支払、財物の返却の命令を法制度化する。

第九条 人権宣言に示されている基本権を侵害された者が、公の基金から適当な財政的賠償を受けられるよう、基金を設ける。

第一〇条 人権宣言に示されている基本権を侵害された者が、権利の回復 *recovery* のため適切な物質的・精神的支援を確実に受けられるよう、最善の努力を払う。なお、この支援の努力には、(a) 被害者に権利および利用できるサーヴィスを知らせる、(b) 医療、(c) カウンセリング、(d) 当座の住宅の供給、(e) 急場の賠償 *cash* と資金、(f) 法律上の援助の準備、回収された盗品の速やかな返還を含む。

第十一条 人権宣言に示されている基本権を侵害された者が、容易に刑事司法制度に介入できるよう、最善の努力を払う。この中には、(a) 脅迫や報復、(b) 被告人の公正な審理にとって本質的でない被害者のプライバシーの侵害、(c) 尋問日程における不必要な不便、(d) 事案の不必要な配列による訴訟遅延、(e) 尋問に出廷したための失業、(f) 警察、検察、裁判官による無頓着な取扱い、などから被害者がまぬがれることを保障するための措置を含む。

第十二条 人権宣言に示されている基本権を侵害された者が、刑事司法制度に介入することが如何に重要かを強調する。この中には、次のことを含むべきである。

- (a) 被害者に、刑事司法制度の手続および実務について、適時に情報を提供し、もし希望があれば、被害者の地位および彼が巻き込まれた事案における重要な進展についても、その都度、知らせる。

- (b) 起訴の適否について、被害者に意見を求め、参考にする。被害者が望むときは、尋問や公判前釈放、申し込まれた抗弁取引 *plea bargain*、判決その他の審理日程などについても、意見を求め、参考にする。

第十三条 この宣言の実施に当っては、他の国々や国際的機関と、立法・司法・行政上の各機関を通じて、協力しあう。

以上が、ランボーン案の具体的内容である。

ワラー案とランボーン案は、対象の範囲について違うものの、制度として用意すべき政策には、かなり類似点が見

られる。例えば、(a)被害者は、犯罪者から損害賠償、慰謝料、盗品の返還、その他のサーヴィスなどを受ける権利がある、(b)賠償が容易かつ確実に行なわれるために、裁判その他の制度を整備する、(c)賠償が行なわれなかった場合は、国家がこれに代わって補償する、(d)被害者は裁判に介入する権利をもつ、(e)審理日程は、被害者に都合よいように組まれる、(f)裁判の経過および結果について、その都度知らせるようにする、(g)捜査・裁判などにかかわったために被害者が失った収入・時間などについては補償をする、(h)被害者のプライバシーは、最大限保障される、(i)刑事手続においても、非公式の解決である調停、仲裁を認める、などは両案に共通の提案である。他方、具体的項目の中でそれそれに特徴的と思われるものは、次のとおりである。まず、ワラー案にあってランボーン案に類似の表現がみられないのは、(a)被害者は、お礼参り、証言妨害から保護される、(b)犯罪者に懲罰的損害賠償 *punitive damages* を科すことができる、(c)刑事事件は迅速に決着をつける、(d)法手続について日常語で説明を受けられる、などである。他方、ランボーン案に特徴的なものは、(a)被害者が裁判所に対して、自分の受けた損害につき直接・間接に情報を提供でき、必要な場合には、意見を述べることもできる、(b)侵害禁止命令、金銭支払命令、財物返還命令などを民事手続として制度化する、(c)被害回復のための支援として、情報提供、カウンセリング、当座の住宅供給、急場の資金提供などを受けられる、などである。

七 ワラー案、ランボーン案の説明に引続いて、S・M・ディアツ（インド）、宮澤浩一（日本）の司会で討議を行ない、最後に六名のパネリストの総括によって、ワークショップを締めくくった。二日に亘る討議には、多くの参加があったが、主な発言者は、コーティッチ（ユーゴスラヴィア）、セリン（ユーゴスラヴィア）、マーレック（ポーランド）、カリーッチ（ユーゴスラヴィア）、チツラ（ヨーロッパ理事會）、セパロウィッチ（ユーゴスラヴィア）、ガポー（カナダ）、カルプ（イスラエル）、ゲンツァー（ハンガリー）、モタール（エジプト）らであった。全体としては、ワラー案に関する

議論が多く、その意味では基本的にはワラー案が支持されているとの感があったが、コーティッチのように、はっきりとランボーン案を支持する発言もあった。チツラは、一九八三年一月以降のヨーロッパでの論議に触れた後、被害者として補償される条件を厳格に明示すべきではないかと主張して、反響を呼んだ。さらに、公判前の処理、特にアシスタンスシステムの必要性を強調し、マスメディアに対する規制にも、強い関心を示した。セパロヴィッチは、ポリティカル・パワーが多くの被害者を生み出していることは厳然たる事実であるが、その中にはセキュリティーが絡む問題もあり、宣言に取り込むにはやや疑問があると述べた。他方、カルプは、公務員のような権限を持っている者から国民を守ることは、非常に重要な課題であるとする。ゲンツァーは、ハンガリーの法制度を紹介し、被害者がどのような行動をとったかは、刑事訴訟の中で重視されているし、勿論民事訴訟でも補償の問題として登場すると述べた。諸澤英道は、権利を直接侵害された一次的被害者と、一次的被害が引き金となって生み出される二次的被害者(家族、刑事司法手続による被害者など)を区別して、保障の内容および適用基準を議論すべきではないか、またプライバシー権をすべての権利に優先させるべきではないかと主張した。<sup>(29)</sup>

- (15) 国際被害者学会のニュースレター編集責任者である。Gerd F. Kirchhoff—Klaus Sessar (Hrsg.), *Das Verbrechenopfer*, 1979 (書評・宮澤浩一・法学研究五三巻四号、昭和五五年) で知られている。
- (16) ハノーバーにあるニードルザクセン犯罪学研究所員であったが、最近、カリフォルニア州立大学フレズノ校の被害者救済プログラムの講座担当者となった。
- (17) 一九八八年に第六回国際被害者学シンポジウムがイスラエルのテル・アヴィブで開催される予定であり、ベン・デーヴィットがその責任者となる。
- (18) このテーマについては、すでに、前出(注7)二九八頁以下にシュナイダーの所見が発表されている。
- (19) Frieder Dinkel, *Opferentschädigung und Schadenswiedergutmachung in der Bundesrepublik Deutschland und im west-europäischen Vergleich* が席上、配布された。

- (20) Stephen Schafer, *The Victim and his Criminal*, 1963.
- (21) 刑事基本法令改正資料八号、昭和三十九年、七八頁。
- (22) 法務資料三八五号、昭和三十九年、二九頁。
- (23) この問題に関連するアメリカのプロジェクトについては、リチャード・ノートンが紹介している。前出(注1)のキルビホフ＝ゼッサーの編著四五九頁以下。最近の議論については、Burt Galaway—Joe Hudson, *Perspectives on Crime Victims*, 1981.
- (24) 警察庁警務局給与厚生課犯罪被害給付室・犯罪被害給付制度の運用状況(昭和五十九年七月三十一日現在)に最近のデータの分類がある。
- (25) 会議で配布された資料は、Irvin Waller, *Declaration on the Protection and Assistance of Victims of Crime*. *Canada's Mental Health vol. 32, No. 1, 1984* 及び「犯罪被害者学シンポジウム」で「Crime Victims Not to be Orphans of Social Policy Needs, Services and Reforms」を第四回国際被害者学シンポジウムで発表している。
- (26) K. Friedman—H. Bishoff—R. Davis—A. Person, *Victims and their Helpers: Reaction to Crime*, 1982.
- (27) I. Waller—N. Okhiro, *Burglary: The Victim and the Public*, 1978.
- (28) LeRoy Lamborn, *Toward a United Nations Declaration on Crime, Abuses of Power, and the Rights of Victims* が参考資料として配布された。これは、一九八三年九月にウィーンで開催された国際犯罪学会に提出されたものと同じである。ランボーンは、第四回国際被害者学シンポジウムに「Federal Subsidy of State Crime Victim Compensation in the United States: Unanswered Questions of Policy」を提出した。
- (29) なお、諸澤英道・被害者の権利と被害者学——新しい被害者学の試み——、法学研究四九巻一号、昭和五十一年、二〇五頁以下参照。

### 三 国連犯罪防止会議準備会とその周辺

- 一 国連会議の準備会における議論と本会議の第三議題に対する勧告案にふれる前に、それらの基礎をなした「討

論の手びき<sup>(30)</sup>」、五個所の地域準備会議での主たる論点について整理をしておく必要がある。これらの討議資料と前述の国際被害者学会の二会員の提案とが、準備会の本会議での討議、それと平行して行なわれた小委員会での勧告案作成の過程において縦横に利用され、議論の際にしばしば言及されもし、各国代表の提出したペーパーにも引用されたからである。もっとも、ワラーとランボーン<sup>(31)</sup>の報告は、いずれも国連事務局の「討論の手びき」を意識して書かれているために、内容的にそれと重複した部分がある。また、「犯罪の被害者」のテーマは、第六回カラカス会議の第三議題「犯罪と権力の濫用」で論じられた経済犯罪・政治犯罪とのかわりで一層の展開が期待されている。従って、準備段階での多くの討議資料において、カラカス会議での論点が繰り返されている。

以下の叙述においては、これら複雑にからみ合った論議のむし返しを避け、来たるべき第七回会議での争点を整理することに限定したい。繰り返しになるが、ドゥプロブニク<sup>(31)</sup>のワークショップでのワラー、ランボーン提案の内容を反復して説明することは避ける。カラカス会議については、議題の詳細な解説、会議での議論の詳しい報告など、多様な材料がすでに公刊されているので、それらについては、説明の順序として必要な限度でふれることにする。一九八三年から八四年にかけて五ヶ所で開催された地域準備会での議論の多くは、「討論の手びき」と重複するところがある。それぞれ地域の討議でどういう項目に重点が置かれたか、特に、目新しい議論があったかを中心として紹介したい。本年七月にオタワで開催された準備会については、代表の発言、その他、「犯罪の被害者」を主題とした本会議での討議と、それと平行して別室で行われた小委員会の被害者の人権宣言案の素案作成のプロセスでは、相当に違った状況にあるので、その点を指摘し、提出された宣言案の概要を説明することにした。

来年八月に、ミラノで開催される国連会議には、おそらく極めて多数の国の代表が参加を要するであろうし、国際政治の複雑な局面が「被害者」の概念をめぐって対立し、「宣言案」の表現をめぐり政治的なかけ引きが行なわれるであろうから、学問的な討議とはほど遠い、なまぐさい議論が介入し、学問的に厳密な議論をがっちりとつめてゆくと



いう過程とは無縁な争いで、もみくちゃにされるおそれが大きい。それ故にこそ、まず、出発点はどうであったかについて、土台がためをして置く必要は大きいと思う。

以下、入手しえた限りでの材料を利用して、本題についての一応の見通しを描いておくこととする。

二 第六回のカラカス会議において、第三議題「犯罪と権力の濫用、法の及ばない犯罪と犯罪者」をめぐる討議において、世界の各地で繰り返されている小規模な戦争、民族解放闘争、種族間の対立、超大国の支援を受けた代理戦争、力による政権の奪取と政敵の掃討など、種々の国際紛争が現に生起しているため、人権問題について、国際的な争いに発する激しい応酬があり、イデオロギー的な対立を反映して、急進的な社会主義国から資本主義国に対して挑戦的な発言が向けられ、多国籍企業による経済的搾取ないし侵略に対して、開発途上国の代表が経済先進諸国を激しく非難するなど、国家間の利害の対立をそのままに反映する極めて政治性の強い会議の側面が示された<sup>(32)</sup>。下手をする<sup>(32)</sup>と收拾がつかない混乱に陥ったかも知れない討議がある程度まとめて、権力の乱用に関しては、拷問、虐待、その他非人道的な取扱と裁判外の処刑をきびしく批判し、これの防止が国際的に最優先する課題であるとの決議がなされ、経済権力の濫用については、政治権力とからんだ経済権力の濫用や多国間にまたがる企業活動により、開発途上国の市場が荒らされ、各種の公害が引き起され、無知な大衆を欺罔して搾取を重ねるなどの弊害が多発している実情を広く知らせ、そうした不当な経済活動の防止、訴追、規制のために、有効な方策を国内的、国際的レベルで開発し、国連がこうした濫用の実態について情報を蒐集し、分析をして各国に提供すること、こうした権力の濫用を防止、訴追、規制するためのガイドラインや基準を設定し、不正支払に対する国際協定を現実化することなどを勧告した<sup>(33)</sup>。

一九八三年四月四日、国連総会の採択した「討論の手びき」が、第六回会議の決議や勧告をさらに敷衍する形で、問題を提起しているのは、当然の成り行きであろう。

「犯罪防止委員会」も、この点を、第七回会議の討議事項と関連づけるよう勧告している。<sup>(31)</sup>

「討論の手びき」は、従来の刑事政策の専門家が犯罪者、容疑者、被告人に主たる関心を寄せ、被害者を全く無視していた事実を認め、最近二〇年間の被害者学の活動で、通常の犯罪の被害者に対する関心の高まりをみせている状況に対応して、第三議題を選んだ。<sup>(35)</sup>しかし、従来の「被害者」は、個人であり、巷の、暴力事件に限定されていた。だが、政治や経済の権力、機構により多数の者が被害を受けている事実を考え併せるべきである、として、「個人、組織（秘密結社、その他の組織犯罪）、一国ないし多国籍の企業、及び制度の暴力の事件にみられるように、刑罰制度自身やその他の公的制度による被害者化も存在する」とする。<sup>(36)</sup>

このように、犯罪による被害者化を広い範囲で検討するように求める一方、特定の被害者や被害者グループについて特に注意を払うべきことが強調されている。例えば、社会的に弱い立場にある女性、児童と少年、老人、心身の障害者の保護が考慮されるべきであるとする。又、個人の被害と集団の被害について分析し、それぞれ、従来の犯罪の被害と新しいタイプの被害の双方について検討すべきことがあげられている。

被害者化の過程を個人、集団、惹起された犯罪の種類に分析する作業は、次に、公的・私的な保護と救済の手段・方法の整備、充実へと向かう。諸外国でこれらに関していかなる対応がなされているかについて、知識や経験を交換しあう必要がある。「討論の手びき」は、従来、「被害者保護に用いられ、効果をあげている制度や機構を具体的に説明しているが、ワラーやランボーンの提案に見られるものと殆んど変りはない。

経済犯罪の被害を受けないための予防の方策について、特に、多国籍企業の商法、企業活動を抑制するための基準を確立する努力をよびかけている。

さらに、個人的・集団的被害を防止する効果的な対応策として、地域社会の連帯を強めること、社会的風土を被害化の抑制に向けて再検討し、都市計画を工夫し、犯罪に対する防御スペースをとり、大規模な経済権力の乱用に対抗

して、消費者運動、公害反対運動など、被害者の団結、連帯性の確立、潜在的な被害者化に気づき、それをなくするなどの地道な努力を重ねるように関心を喚起しようとしている。要するに、被害者化を少しでもなくすために、公的・私的に対応措置を考案し、実用化するのに、諸地域での知恵を何とかして糾合しようとする。

三 すでに述べたように、一九八三年七月から本年一月までの間に、ヨーロッパ、アジア太平洋、ラテンアメリカ、アフリカ、西アジアの五ヶ所で、地域準備会が開催され、それぞれの地域に参加した各国代表の間で、犯罪の被害者を含む全議題が論じられた。

「犯罪の被害者」に関して、どのような問題点が出たかについて、各地域での討議の記録から、それぞれの地域での特徴的な発言を拾ってみることにする。以下、「討論の手びき」で指摘した論点と重複しないよう紹介する。

#### 1 アジア太平洋地域準備会<sup>(27)</sup>

この地域の多くは、開発途上国であり、経済的に余裕がないこともあり、犯罪被害者に対する補償を実現している国は少ない。ただ、医療その他の方法で被害者を援助する立法措置を用意しているという国は若干ある。また、社会的弱者(老人、女性、心身の障害者)を法律で特に保護しているという発言もあったようであるが、犯罪を含む社会・経済的發展によりもたらされる社会的変化の直接の影響を受ける弱者、潜在的被害者にとってはたして充分であるかどうか疑わしい。

急速な社会経済的、工業的及び技術的發展の結果生じる犯罪は、必ずしも貧困な者に限らない多くの住民に危険をもたらす。その例として、交通事故、工場災害、水、大気、土地に対する公害などで集団的な被害を受け、また化学製品、有害な食品による公害など、開発途上国特有の集団的被害を指摘する切実な意見が多かった。さらに、先進国

の企業、特に多国籍企業で働く者が、低い賃金しか支払われず、労働条件も良くないといった事実も指摘された。開発途上国のあげる被害として、ダンピングとか大量に出廻る質の悪い商品で市場を混乱させられたり、危険な医薬品が出廻って被害を受けるといふ事実も指摘された。政治権力者が私利をはかって権力を濫用し、また政敵を倒すのに国家権力を悪用し、拷問などの非人道的手段を用いる例も報告された。

この地域では、伝統的な犯罪の被害者に対し加害者から賠償を支払わせることに関連して、被害者を刑事裁判に關与させ、すべての当事者を仲裁・調停の手續に入れることで、受け入れ可能な形で争いを解決する方法を採用している例がある。インドの Panchayat, フィリピン の Barangay, パキスタンの Diyat などである。

## 2 ヨーロッパ地域準備会<sup>(38)</sup>

アジアの場合とは異なり、被害者補償制度など、多様な救済制度を実施している例が多く、かつ「被害調査」の成果もあがっている。ヨーロッパ理事会の犯罪委員会の活動が目ざましい。被害者補償に關して、従来は暴力犯罪の被害者に限定されていたが、あらゆる犯罪の被害をカバーする方向が望ましいとする。刑事裁判に被害者の役割を反映させるよう要望が出された。また、被害者に損害賠償を支払うことで、実刑を免れうるといふ現状も報告された。金銭的な救済のほかに、警察官を特に訓練すること、裁判所内に被害者のための特別な事務室を設置することなどが議論された。被害者に対する政策に關して、これまで紹介した提案の多くは、アメリカとともにヨーロッパ諸国で現に実施されている制度をモデルにしたものである。

集団的被害者に關しては、ユダヤ人の大量虐殺を念頭に置いて、少数民族のための被害化防止策、政治権力の不正な行使につき論じられ、また、開発途上国の政治権力者に贈賄などを犯す多国籍企業の不正な所業についても、その防止策を含め、熱心な討議がなされた。

3 ラテンアメリカ地域準備会<sup>(39)</sup>

被害者を①刑事司法制度における人権侵害による者、②公権力の濫用、③経済権力の濫用、④この地域の社会・経済的少数グループや若年者・老年者、⑤伝統的犯罪の被害者の五つに分け、さらに、個人、地域社会 (community)、組織 (institution) が被害者に含まれるとする。現在、ラテンアメリカの多くの国で政変があり、そのたびごとに無実の人の拘禁、大量の失踪事件が繰り返される。倒れた政権の悪業を追及することはあっても、現に被害を生み出している政権にどうやって被害者補償を認めさせるか、といった深刻な疑問も出された。

経済犯罪に関連して、アジア地域と同様に、ここでも被害者化の問題は深刻で、不正所得、汚職、脱税、公費の不正使用のほか、消費者を欺罔し、危険な商品、古くなった薬品などの輸出入、さらに多国籍企業の不正な行為、環境破壊などの被害が強調された。こうした被害者化の実態を調査し、適切な対抗措置を立案・実施するため、先進国と開発途上国とが情報の交換その他の共同行動をとる必要も指摘された。

政治権力の濫用に関して、軍事法廷での審理に多大の疑問があり、人権を確立するための対抗措置が要請された。その他、家庭内での暴力、妻や子供に対する虐待の防止が重要なテーマであると強調された。

4 アフリカ地域準備会<sup>(40)</sup>

アフリカの多くの国では、連帯感情、地域社会と家族の絆が今でも根強く残っている。しかし、西欧の刑罰思想と土着の法思想とが二重写しになって、伝統的な制度を弱めている面がある。被害者に対する賠償については、家族が賠償責任を負担する例が多く、貧乏な者、行方不明の犯人、服役中の犯人に代って一族の者が賠償することも稀ではない。賠償の有無や遅れなどが刑事裁判に影響することを考慮し、民事と刑事の法制度を統合しようとする動きもある。被害者補償を導入するのは、歓迎すべきことであるが、そのための財源を確保するのに問題がある。罰金や刑務

作業収入を当てるといふ考えも出された。

アフリカの状況は、伝統的な個人犯罪の被害者に対する救済の点ではすぐれた対応ぶりを示すが、集団犯罪の集团的被害者に関しては、人種間の抗争、革命、地域の独立運動と鎮圧行動、宗教戦争などに見られる大量殺人が繰り返されるといふ極めて遺憾な現実もある。また、多国籍企業の不正な活動による被害も著しい。貧しい大衆をこれらの不当な経済活動から守る基準、これらの企業犯罪の実態に関する情報の提供、被害者の人権を確立する宣言などについて賛成する国が多かった。

#### 5 西アジア地域準備会<sup>(4)</sup>

集团的被害に関してアバルトヘイトやパレスチナ人の現状を例にとり、これらの状況への適切な対応が求められた。この地域では、アラブとイスラエル、アラブ人同志の間に対立・抗争があり、恣意的で長期にわたる不当拘禁、裁判を抜きにした拘禁、拷問などの人権侵害が多発している。被害者の権利の保障が強く求められた。

なお、被害者に対して犯罪により蒙った損害を賠償する、イスラムのシャリの制度がこの地域では知られている。

#### 6 犯罪防止委員会の討議<sup>(5)</sup>

右の各地域準備会での討議結果をふまえて、第三議題につき論議がかわされたが、委員会として、伝統的な犯罪と非伝統的な犯罪（新しい型の犯罪）に関する議論において、バランスをとること、殊に、前者に関しては、一般の関心も高く、論議も相当に深められたが、その問題と重要さにおいてまさるとも劣らない後者につき、殊に、政治権力、経済権力の濫用の被害者をいかに保護するかの点で、一層の議論の展開を希望するとし、カナダでの地域間準備会議で、特にこの点の議論をつめるよう勧告がなされた。

三 オタワにおける準備会議の状況とそこで作成された「勧告案」「宣言案」の概要について報告する。この会議は、地域専門家準備会議といひ、七月九日から一三日まで、実質五日間の討議にあげられた。各国代表の専門家が全員で討議したのは第一日目であり、二日目からは、エジプト出身のバッシオーニ氏(44)を小委員長とする勧告案・宣言案起草のための小委員会が平行して開かれ、八人の専門委員がそれに参加した。

会議の討議題目として(1)被害者化範囲と被害者のニーズ、(2)被害者のための正義と補償を確立するための機構、(3)被害者化を少くし、防止するための戦略、(4)国内的、域内的、国際的な行動のための重点項目の四つのメインテーマを扱う予定であったが、(1)と(2)に多くの時間がとられ、(3)と(4)のうち、特に(4)に関しては、ざっと言及するにとどまった。

審議の進行に関して一言すると、各主要項目につき、犯罪防止委員会の代表ロベス・レイ氏(45)が簡単なコメントをして、その後、任意に発言がなされた。

議論が紛糾した原因は、被害者の範囲をどこまで広げるかについて、殆んど絶望的なほど、意見が分かれたためである。会議のテーマが犯罪の被害者となっているのに、民事上の不法行為、損害賠償、さらに自然災害をも含む「一般の被害者学」の概念を持ち込む者もいた。国連会議の意向でもあるが、「権力の濫用」という「政治・経済権力の不法行使の被害者」が、伝統的犯罪の被害者と対概念をなすものとして扱われる。だが、こういう議論になると、スペイン語系の専門委員が、ラテンアメリカのチリ、アルゼンチンでの軍事独裁体制下の不法な行動、現在、中米の若干の国で戦われている政府軍とゲリラの間での非人道的な人権抑圧の事例を際限もなくまくし立てる。(46)これにひきずられて、アフリカの代表が、アフリカ各国の独立、政権抗争を契機にして各地で犯された大量虐殺の例やパレスチナ難民、南ア連邦の人種差別の例をひいて、集団的被害者化を論難し始めるのである。(47)

現在行なわれている人権抑圧の事例をいくら批判してみたところで、強力な国際裁判所が強制力を用いてその不法をやめさせ、既に起きた損害を物的・心理的な側面について補償する方策が見つかるのなら、こうした議論を聞くのも何らかの参考になるが、現実には、殆んど手のほどこしようもない。現に政権についていたときは、報道規制などで殆んど何も知らされなかったのに、独裁政権が倒れ、新たに政権についた新政権が、過去の政権の罪状を国民に告げ、自からの正当性を印象づける形の「人権侵害の糾弾」も、聞いていて大へん空しくなる。数万、数十万という行方不明者がいるという事実をいくら聞かされても、その被害者や遺族に対して新政府が救済の手をさしのべるといふ話を聞かなければ、結局のところ現在の政権の正統性のプロバガンダにのせられているという懷疑を払拭できないからである。実際、そうした非人道的な犯行が犯された中南米の国の多くは、経済的に破局状態であって、補償制度を導入するところではない。アフリカの現実も同様である。しかも種族や宗教の違いに発する大量殺人の事例では、歯どめの心理的抑制が働かないのであるから、事態はさらに深刻である。

政治権力の濫用にあつては、警察・裁判など、本来、被害者を救済する筈の制度、法の運用が濫用者の手に握られているために、被害者の救済に役立たないどころか、被害者化に加担している。被害者化の情報を集め、国際世論を背景にして、権力濫用者に圧力をかけることで抑制するにしても、大国が権力を濫用している場合には、どうにも打つ手がない。

経済権力の濫用の場合は、開発途上国の政治権力に取り入り、その国民大衆を搾取し、利益の一部を権力者に贈賄するので、これまた事件が表沙汰になりにくい。しかし、市場を排他的に独占している例は少いので、競争会社や居留する第三国人を通じて、この種の不正な商行為は公になりうるから、開発途上国の市場を破壊したり、多数の住民から収奪するような無法な商法に対しては、これを規制する勧告を行う権限を国連機関に与えるという解決方法は有効かも知れない。被害者の権利を国連の名で宣言する意義は大きいのである。



社会的弱者の保護に関する国内法、国際法の整備は、たしかに次第に進行しているようにみえる。一般犯罪の被害者に対する救済も、次第に拡がりつつあるのが現実であるが、これらすべてに関して、先立つものは財源であり、経済的余裕の問題である。また、地域によっては、子供を働かせて家計の助けとするというように、親による搾取が習慣化しているところもあり、その種の土着の生活慣行の反発とどう調和するかが今後の大きな課題である。

刑事・民事の司法過程における被害者の地位、賠償・補償の形態もまた、千差万別であり、法系を異にすることに、発想も異なる。ひと口に被害者の救済といっても、それを聞いた人が表象する内容は多様であるところに、此の問題の困難さがある。

専門委員全員が揃って議論した当初、イタリアのカルロ・サルザーナ<sup>(48)</sup>が、現代社会に重大さを増している経済犯罪、殊に、コンピュータ犯罪に関連して、企業体の被害者性についても検討すべきではないかという重要な発言をしたが、こうした問題提起は、権力の濫用といった漠然とした概念をめぐる杜撰な議論にかき消されてしまつて、大へん残念なことをした。

被害者化の問題は、社会構造・社会統制の現実と深いかかわりをもつ。被害者を刑事司法、その他の公的な法執行機関での処理の手續にのせることでその権利を擁護するという解決に対し、日本のように、非公式の社会統制により問題を解決したり、刑事裁判において裁判官が事実上、不当な法廷戦術に対してこれをたしなめるといった解決方法もありうるが、こうした事実が欧米のシステムとは異質と考えられるようである。少年非行においても、学校や家庭といった非公式的な社会統制が機能しているか、逆機能を呈しているかによって校内暴力、家庭内暴力の増減とかかわり合いをもつので、被害者化を防ぐには、組織としての学校や家庭自体が解体現象から立ち直り、構成員の連帯性を回復することこそ先決である。非行多発地域も同様であろう。こうした議論も、国際会議のレベルでは、なかなか説得力を持ちえない。被害者化について、暗数研究の必要性が強調されたが、これを現実に実施している国は限られて

いる。わが国でも、まだ、大規模な暗数調査は行なわれていない。被害者化に関する国際的な情報の蒐集と関連して、犯罪統計のなかに、被害者に関する分析が殆んどないという指摘があった。わが国の警察統計には、かなり詳細で具体的な被害者に関するデータが分析されているが、欧文で発表されていないために全く知られていないことは残念である。

関連する事項について、わが国の状況をできるだけ説明しておいたが、今後、ナショナル・ステートメントにおいて、具体的数値や事例、制度の概要の説明をつけることで、現状を正確に伝える努力がなされることが望ましい。日本の被害者に関する諸々の対応策は、他の刑事政策の制度とともに、国際的にみて、標準よりもはるかに上廻る内容の施策を実施しているといつてよい。こうした現実が伝わることは、世界の刑事政策を向上させるのに役立つと思われる。

#### 四 最後に、被害者に対する正義と援助に関する勧告案と国連宣言案につき、簡単に述べる。

勧告案<sup>(49)</sup>は、国連の人権宣言の関連する事項に、被害者の生命、身体、自由、財産に対する権利を擁護する旨を明言すること、拷問その他の非人道的な処置からすべての者を保護する規定と関連して、犯罪の被害者に対し、国内法による補償、賠償が与えられるべきこととする、第六回会議の決議を今後も継続して、経済権力、政治権力の濫用に関するガイドラインと基準を発展させることに努めること、さらに、犯罪被害者、その家族、それらを援助しようとする者が不当に損害をうけ、犯罪者の訴追に協力しようにも、幾多の困難があることを認めること、被害者の定義には多様なアプローチがあり、犯罪の個人的被害者、集団的被害者に関して、国内法と国際法の下での保護に取り組むにも多様なアプローチのあることを認めること、犯罪の被害者にせよ、権力濫用の被害者にせよ、正義と公平な取り扱いを求め、効果的な賠償を求める権利のあることを認めること、被害者の権利を確立するために、すべての国家は

一層の努力をつくすこと、被害者の権利を擁護し、被害者を援助するための国連宣言を採択し、被害者に対する正義を実現する努力をすること、犯罪防止委員会を通じて国連総会、経済社会理事会对し、加盟国が犯罪被害者を保護する方法や手段を改善する勧告などを行うよう求めるなど、すでに紹介した「討論の手びき」、各地域の準備会の議論の方向に沿った内容のものとなった。

\* \* \*

付属文書の「被害者に対する正義と援助に関する国連宣言案」<sup>(50)</sup>は、一〇ヶ条から成るかなり長文のものである。第一条 目的と範囲、第二条 定義（「被害者」とは、どの範囲をいうかについて規定）、第三条 一般原則（被害者の権利、国家の義務、権利を主張する者の範囲など）、第四条 賠償（Reparation）、第五条 補償（Compensation）、第六条 各種のサーヴィス、第七条 裁判及び公正な処遇へのアクセス、第八条 国際法の下での犯罪に対する国際協力、第九条 予防、第一〇条 本宣言の履行、がこれである。

\* \* \*

宣言案の各条項の内容に関しては、ワラー案とランボーン案で提案されているところとかなり重複しているが、内容的に整理され、かなりすっきりしたものになっている。勧告案とともに、専門家会議がどのような考えで被害者の権利の擁護の問題ととり組み、国連に加盟している各国に、被害者を保護するためにどのような行動をとることを望んでいるかを知るには、併せて発表された「報告案」<sup>(51)</sup>が参考になる。

ここで、宣言案の内容をつぶさに紹介することはやめて、主要な条項につき若干のコメントを加えるにとどめる。

第二条の「定義」で、「被害」を心身の被害に限らず、財産上の損失や社会的不利益をも加えていること、国内法の違反行為のみならず、国際的に承認された人権侵害による被害をも包含していること、権力の濫用の被害者については、「法の追及を逸れる犯罪」の被害者も含まれ、その範囲は、個人の被害者からグループや集団の被害者に及ぶ

とされる。第二条の「一般原則」には、ワラー案やランボーン案において、数条に分散されて規定のある事項を総括し、宣言の構成として極めてすっきりした条文化をする布石にしている。以下のあらゆる条項で、不必要な繰り返しを省略しうるほど、一般的性格のある規定部分が本条にまとめられている。第四条「賠償」、第五条「補償」、第六条「各種のサーヴィス」というように、被害者の権利を何らかの形で回復・救済するための対処の方策は、国により地域により、そして法制度全体との関連でかなり多様である。このような形で分類しておけば、それぞれが、実現できているものと、今後の目標として設置に努力すべきものの区別をつけることができ、漸次、被害者の権利を保護する方向への歩みを進めることができ、基準としてはたくみな規定といえるべきである。そして、それぞれの内容もよく考えられ、必要な事項を網羅している。

第七条の「裁判へのアクセス」において、被害者の立場を裁判に反映する諸々の工夫がうまくまとめられているが、裁判所内に被害者のための事務室、待合室を設置するというワラーの提案は、拒けられている。これでは、逆に、被害者にウエイトが置かれすぎ、当事者主義的な発想になじみにくいと考えられたためであろう。第九条の「予防」の項目は、大へん詳細であり、第一条にあげられたあらゆる被害者ごとに、考えうる予防のための施策があげられ、国家、地域社会、国際社会がそれぞれ、個人的・集団的被害を減少させるためにいかなる戦略をとるべきかの考慮が充分に払われている。

短時間でこれだけの内容を盛り込んだ宣言案をまとめるについて、パシオニ氏の事前の周到な用意を想像しうる。

これだけ盛り沢山の宣言案は、各国政府にかなり大きな義務づけを強いることになりかねない。従って、ミラノの会議では、相当に大きな修正案が出ることは容易に予想しうるところである。しかし、二一世紀を目前に控えている現在、こうした「被害者保護の宣言」がスムーズに採択されるよう心から希望したい。

(30) 前出(注9)。

- (31) 前出(注一)参照。
- (32) この点につき、長島敦・前出(注3)四〇頁、藤永幸治・前出(注一)二四頁以下、鈴木義男・前出(注2)六六頁参照。
- (33) 座長の長島敦氏の議事進行における役割を負ったことが大々かかったよう。
- (34) Committee on Crime Prevention and Control, op. cit. (Note 12), paragr. 87
- (35) 以下の要約は、前出(注6)の88節から89節までの内容を適宜、取捨選択して構成し直した。
- (36) 最近の「ロバート・エリヤス」の「Robert Elias, Victims of the System, 1983」を参照。
- (37) Report of the Asia and Pacific Regional Preparatory Meeting on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders, A/CONF. 121/RPM/2, paras. 52-63.
- (38) Report of the European Regional Preparatory Meeting etc. A/CONF. 121/RPM/1, paras. 57-74.
- (39) Report of the Latin American Regional Preparatory Meeting etc. A/CONF. 121/RPM/3, paras. 52-62.
- (40) Report of the African Regional Preparatory Meeting etc. A/CONF. 121/RPM/4, paras. 33-40.
- (41) Report of the Western Asia Regional Preparatory Meeting etc. A/CONF. 121/RPM/5, paras. 49-54.
- (42) 前出(注13)。
- (43) United Nations Interregional Meeting of Experts on Victims of Crime など氏の名称による。
- (44) M. Cherif Bassiouni, International Criminal Law, A Draft International Criminal Code, 1980 の巻首ページに有るによる。専門家会議の「The Protection of "Collective Victims" in International Law」という論文を提出した。
- (45) Manuel López-Rey, The Victims of Crimeという論文のロバートから若干の箇所をあげて解説した。率直に言って、過去の入らぬ。
- (46) フォルゼンチン・ソントラの代表は、ロバートを提出せよ、ただ、わたちの立場を述べた。
- (47) D.D.N. Nsereko, Group Victims of Crime and other Illegal Acts Linked to Abuse of Public Power.
- (48) Carlo Sarzana, Notes on New Forms of Crime and Victimization in the Industrial Countries.
- (49) Draft Resolution on Justice and Assistance to Victims.
- (50) Annex: Declaration on Justice and Assistance for Victims.

(15) Interregional Preparatory Meeting for the Seventh United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders. Topic 3: "Victims of Crime." Ottawa-Canada, 9-13 July 1984. Draft Report.

#### 四 むすび

一 第二次大戦後に、新しい科学として提唱された「被害者学」は、過去四回の「国際シンポジウム」を経て、次に、関心を持つ学者・実務家の数を増やしている。殊に、一九七九年に、西ドイツのミュンスター大学に本拠を置く、国際被害者学会が設立され、国際的な活動の組織が整備されたことによって、今後、ますますの展開を予想することが出来る。被害者学に関する国際ヒブリオグラフィの作成作業も開始することで、中央文献センターの構想も現実化するに違いない。

二 英語圏にはじまり、ヨーロッパ大陸諸国、一九八一年以降、わが国でも制度化が実現した「犯罪被害者」補償制度は、逐次、充実している。給付に適する事案であるか否かの判定、支給額の算定に当り、被害者の行動、特に、犯行時の落ち度、犯行後の刑事訴追に対する態度が慎重に検討される。その際に、被害者学の文献に蓄積された各種のデータ、事例分析が大いに参考にされている。そして、現在では、この制度が期待された通り機能しているかどうか、問題があるとすれば、どこに改革をすべき隘路があるかについて、実証研究がなされている<sup>(52)</sup>。被害に対する金銭的補償と並行して、アメリカ、カナダ、西ドイツなどの国では、被害者救援センターを置いている都市の数が増えている。精神的な支えを求め、法律相談、医療・精神心理的治療などを求めている犯罪被害者の数は多い。被害を受けた事実を人に語る事ができず、それだけに親身な相談ののって欲しいと思っている被害者は、都会の片隅で孤立している。人身犯罪の比較的少ないわが国では、欧米と比べてこの種の救済のためのサービスの組織化する社会的必要

性は大きくないとも思われるが、家庭内での暴力、表沙汰にできない被害に苦しんでいる人の潜在的な数は、相当数にのぼるのではないかと想像できる。欧米の状況と対比して、わが国の次の目標は、主要な都市における被害者救済センターの制度化であろう。財政事情で、新設の予算を要する機構など実現の可能性はないと反対するむきもあるだろうが、此の種のセンターは、何も大がかりな機構を必要とするものではない。被害者が気軽に相談できる電話相談のシステムをたて割り型のように横の連絡なしに並存させておくのではなく、警察や自治省、通産省、その他の官庁に置かれている相談所の窓口や私的な相談所に寄せられた悩み事相談を相互に連絡をとり合い、移管し合って最も適切な助言をし、場合によって犯罪捜査の発動を促し、或いは診療所、法律事務所、カウンセラーへとケースを紹介するなどのサービスを機能的に行なえる制度へと統合化するようにできないものであろうか。

三 「被害者の権利」、殊に、被害者の法的地位、司法制度における被害者の法的権利の確立をめぐり、国際シンポジウムにおいて、次第に発言する者が増え、「被害者の人権」の確保を支持する人が増えてきた。事実、アメリカやカナダにおいて、刑事裁判において、被害者、殊に、性犯罪の被害者が、被告・弁護人の法廷戦術により、二重、三重の被害を受けることがないよう、不適切な尋問を抑制したり、被害者のプライバシーを守りながら真実の解明を可能にするような証言を確保しうる方法が模索されている。傍聴している恋人や夫の前で、返答に窮するような質問、過去の交遊関係や性経験についてきわどい質問をされるかも知れないという不安、おそれが、被害者の告訴、告発を妨げ、結果的に、悪質な性的犯罪者を安全地帯に置くというのでは、余りにも不合理ではないかという主張、殊に、女性の団体の運動によって、裁判手続による被害者化の回避を実現すべく、多くの試みがなされている。

四 ドゥプロボニクでのシュナイダーの報告にもあったように、従来、等閑視されていた被害者の法的地位を犯罪

者の権利保護なみのところまでひきあげ、しかも、犯罪者に対する法的保護と両立させようとする工夫は、今後、欧米の諸国でいろいろ議論されてゆくと思われる。「被害者の権利」が、国連会議の場で正式にとりあげられることは、全世界的なレベルで此の問題と取り組むことを意味する。

わが国では、検察官の起訴裁量、裁判官による適切な対応によって被害者に対して、仮借ない尋問を浴びせ、心理的な打撃を加えるといった被告・弁護人の法廷戦術の横行が回避されているようであるから、これまでは被害者の裁判手続上の権利の保護について論じられることはなかった。このような議論は、被告人・被告人の法的地位を不利にするという警戒心がブレイキをかけていたのではないかと思われる。たしかに、欧米の裁判におけるように、証人台に立った被害者の名譽を傷つけかねない容赦ない質問の十字砲火が浴びせられるという事態は、事実上、避けられていくかも知れないが、裁判外で、被害者に対して告訴を取り下げよう働きかけを行なう際に、法廷でのえげつない尋問をほめかす弁護人の存在は見逃せない現実の一断面である。

五 国連会議の準備会でも指摘されたように、社会的弱者である「年少者」「女性」「老人」、その他、特に保護を必要とする人たちに対する制度的な対応を強化する必要がある。日本の場合、地域によっては、その土地に歴史的に存する偏見や不合理な差別意識によって、異民族や少数者を排斥し、疎外し、事あるごとに、それらの者を「逸脱者」「悪者」視する社会的状況が残っている。冤罪事件の原因を直視するならば、終戦後の刑法の改正による捜査陣の不手際の問題もさることながら、犯行地の事情に通じていない捜査員の聞き込み捜査に対して、その土地の人々がかねてから抱いている不信感、特定のグループや人に対する偏見、「悪人視」の発想が、「犯人像」を造り出し、多くの人々の「証言」が重なりあって、かねてから「土地の不良」「何か悪い事が起きれば、あそこの者だ」と蔭口をきく集団的な排斥感情の所産として、「容疑者」が浮んできたという状況を反省する必要がある。此の意味では、わが国



にも、地域によっては、社会的に不利な立場に置かれる「少数者」の存在を否定するわけにはゆかない。

そして、容疑者というレッテルをはられたら最後、わが国では、「少数者」へと転落するのが現実の姿である。欧米にも、大なり小なり、似た現象はあると言われているが、マスコミによる被害者化の問題は、特にわが国の場合、今後、真剣に検討すべき重大な社会問題であると言える。警察に逮捕された段階で、あらゆるプライベートな側面が、白日のもとにさらされるといふ「客観報道」は、容疑者はもとより、その家族の者を「被害者化」する。刑事裁判における「無罪の推定」も、被疑者・被告人の人権も、マスコミにもて遊ばれたとたんに、反古となる。此のような不合理かつ不正義な社会的慣行は、今後、充分に反省し、適切に修正されてゆかねばならないであろう。冤罪事件は、たしかに、権力の濫用の一面面を示すが、それと同時に、「犯人逮捕」のときから、捜査当局の発表をうのみにして、あることないことを書き、電波にのせて、「犯人」の身内の人々の社会的存在を否定する挙に出、それらの人々の「人権」を無視しつづけたマスコミの責任を問題視しなければうそである。

- (22) B. Villmow—B. Plemper, *Opfer und Opferentschädigung: einige statistische Daten und Probleme*. MschrKrim. 67, Jg. 1984, S. 73 ff.